

さいたま市告示第760号

さいたま市の発注する「さいたま市立尾間木保育園解体工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者その構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以

下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
 - (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
 - (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
 - (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効
- さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
 - (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
 - (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-1453-1 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立尾間木保育園解体工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字中尾1432番地5 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年10月16日まで | | | | | | | |
| 概要 | さいたま市立尾間木保育園の解体工事 ・園舎棟 S造 平屋建て 延べ面積486.77㎡ ・プロパン庫 補強CB造 延べ面積5.40㎡ ・物置 補強CB造 延べ面積8.10㎡ ・解体工事範囲の外構工作物（遊具、囲障、植栽等）の解体撤去 敷地内の全ての解体撤去工事 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 34,650,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月19日（火）午前9時から 令和2年5月21日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月22日（金）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月26日（火）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 解体工事業 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月21日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4465-11 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R2一般国道122号）その2 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字大門地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年12月25日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長150.0m 幅員7.5m~14.5m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）23㎡（切削深さt=7cm）1460㎡ 切削オーバーレイ（改質Ⅱ型粗粒度As-20、t=7cm）15㎡（即日二層復旧、t=12cm）1440㎡（1層目）（再生粗粒度As-20、t=7cm）（2層目）（改質Ⅱ型粗粒度As-20、t=7cm）表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1480㎡ 区画線工一式 交通管理工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月19日（火）午前9時から 令和2年5月21日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月22日（金）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月26日（火）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月21日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-7 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 中島小学校受水槽・高架水槽改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区中島1丁目28番1号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年9月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 受水槽・高架水槽及び消火充水槽改修工事 給水設備工事一式 消火設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月19日（火）午前9時から 令和2年5月21日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月22日（金）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月26日（火）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月21日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-4762-1 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻第3分団車庫建替工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区仲町1丁目14番28号 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年2月5日まで | | | | | | | |
| 概要 | ・既存建築物 S造2階建て 延べ面積52.44㎡解体工事 ・S造2階建て 延べ面積98.80㎡新築工事 ・外構工事 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 65,120,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第761号

さいたま市の発注する「片柳小学校給水管・消火管改修工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制

とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 片柳小学校給水管・消火管改修工事 イ 大宮西中学校給水管改修工事 ウ 上大久保中学校受水槽改修・散水設備設置工事 |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-5207-2 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 片柳小学校給水管・消火管改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字東新井244番地1 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年1月15日まで | | | | | | | |
| 概要 | 給水管等改修に伴う設備工事 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 消火設備工事一式 給湯設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後1時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-1 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 大宮西中学校給水管改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区三橋6丁目1558番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年1月15日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 給水管等改修に伴う設備工事 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 消火設備工事一式 給湯設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-5207-25 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 上大久保中学校受水槽改修・散水設備設置工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区大字上大久保861番地1 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年10月30日まで | | | | | | | |
| 概要 | 受水槽改修及び散水設備設置工事 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 消火設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月11日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第786号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道30748号線）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者その構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以

下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
 - (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
 - (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
 - (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効
- さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
 - (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
 - (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-4356-13 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 暮らしの道路整備工事（市道30748号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区日進町3丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月27日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長74m 幅員4.0m 舗装工 不陸整正40㎡ 下層路盤212㎡ 上層路盤212㎡ 表層253㎡ 排水構造物工 長尺U型側溝146m 横断暗渠9m 集水樹工5箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時10分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評価点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-26 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 土合中学校受水槽改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区町谷1丁目19番1号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年9月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 受水槽改修に伴う設備工事 給水設備工事一式 排水設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第788号

さいたま市の発注する「大宮武道館中規模修繕工事实施設計業務」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-1746-1 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 大宮武道館中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市見沼区堀崎町12番地36 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積6462.72㎡ RC造 地上2階地下1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 20,179,500円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時40分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業務 | 建築関連コンサルタント/スポーツ施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第789号

さいたま市の発注する「西与野コミュニティホール中規模修繕工事実施設計業務」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において

書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象業務 | ア 西与野コミュニティホール中規模修繕工事実施設計業務 イ 田島公民館中規模修繕工事実施設計業務 ウ 常盤公民館大規模改修工事実施設計業務 エ 別所公民館大規模改修工事実施設計業務 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務ウの落札候補者が行った対象業務エの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-1655-1 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 西与野コミュニティホール中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積1410㎡ R C造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 14,671,800円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時20分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業務 | 建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5553-1 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 田島公民館中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市桜区田島3丁目27番6号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積1773.36㎡ RC造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 13,648,800円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント/集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5553-2 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 常盤公民館大規模改修工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積989.97㎡ RC造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 10,956,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時40分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5553-3 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 別所公民館大規模改修工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市南区別所5丁目21番13号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積628.81㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 10,695,300円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時50分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント/集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第790号

さいたま市の発注する「健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において

書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象業務 | ア 健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務 イ 年輪荘中規模修繕工事実施設計業務 ウ 大砂土障害者デイサービスセンター中規模修繕工事実施設計業務 エ 大砂土保育園中規模修繕工事実施設計業務 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務ウの落札候補者が行った対象業務エの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-6456-1 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市西区大字宝来60番地1 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積4094.68㎡ R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 23,203,400円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時00分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業務 | 建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-6456-2 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 年輪荘中規模修繕工事实施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市緑区大字中尾1404番地 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積2171.52㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 15,125,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時10分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-2259-1 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 大砂土障害者デイサービスセンター中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市北区本郷町17番地7 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積1567.58㎡ RC造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 14,930,300円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時20分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-1453-3 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 大砂土保育園中規模修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市北区土呂町1丁目51番地8 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積743.82㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 10,451,100円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | － | | | | | |
| | 業務実績等 | － | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月28日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第787号

さいたま市の発注する「一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2）」の総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

(2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

(4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。

(5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。

4 技術資料等の提出及び審査

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料（以下「技術資料等」という。）を作成し、契約課に提出すること。

(2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。

5 落札者の決定

(1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者とする。

(2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

(3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
- (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に

関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としな
い。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

1 1 その他

(1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。

(6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。

(8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | | |
|--------------------|--|--|---------------------|
| 契約整理番号 | 02-4459-3 | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子・簡易型総合評価方式） | | |
| 参加形態 | 2者による特定共同企業体 | | |
| 工事名 | 一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2） | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字大門地内 | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月19日まで | | |
| 概要 | 橋梁下部工補強 既製杭工 鋼管杭（杭径800mm・杭長36.5m）12本 橋脚フーチング拡幅工 コンクリート巻き立て工（26.8m×10.1m×3.3m）一式 構造物とりこわし工一式 仮設工 土留工 鋼矢板（Ⅲ型・矢板長11.0m）84枚 鋼矢板（Ⅳ型・矢板長14.5m）152枚 | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年5月27日（水）午後5時まで | | |
| 資格確認書類受付期間 | 令和2年5月28日（木）から 令和2年5月29日（金）まで 各日、午前9時から午後4時まで | | |
| 資格確認結果通知期日 | 令和2年6月2日（火） | | |
| 資格の有無の再確認期間 | 令和2年6月2日（火）から 令和2年6月3日（水）まで 各日、午前9時から午後4時まで | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月10日（水）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月12日（金）午後1時30分 | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 代表構成員 | 土木工事業 S級 |
| | | その他の構成員 | 土木工事業 S級又はA級 |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | |
| | 所在地区分 | 代表構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | その他の構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | |
| 施工実績等 | 代表構成員及びその他の構成員 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | |
| 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月18日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2））.pdf」ファイルを参照すること。 | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月22日（金）午後5時まで | |
| | 質問回答期日 | 令和2年5月27日（水） | |

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|----|-----------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-4459-3 | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保 証金 | 免除 | 契約保 証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示第833号

さいたま市の発注する「鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1008）」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者その構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以

下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
 - (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
 - (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
 - (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効
- さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
 - (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
 - (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-4387-4 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1008） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区桜木町1丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年9月25日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長80.5m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）80.5m マンホール工 組立1号マンホール1箇所 取付管工 取付管2箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4387-5 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 南部処理区下水道工事（北建-R2-1028） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長405.3m 管きょ工 開削（φ250、硬質塩ビ管）357.1m（φ300、硬質塩ビ管）21.7m（φ350、硬質塩ビ管）26.5m マンホール工 組立1号マンホール16箇所 取付管工1箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月 1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4387-6 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 南部処理区下水道工事（北建-R2-1029） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長387.0m 管きょ工 開削（φ250mm、硬質塩ビ管）330.0m（φ300mm、硬質塩ビ管）9.3m（φ350mm、硬質塩ビ管）47.7m マンホール工 組立1号マンホール15箇所 取付管工6箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 32,824,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4356-16 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 暮らしの道路整備工事（市道10344号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区盆栽町地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年12月11日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長105m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤347㎡ 上層路盤347㎡ 表層347㎡ 排水構造物工 側溝工179m 集水樹5箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 15,026,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-4487-2 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 芝川第12処理分区下水道工事（南建-R2-1004） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字中尾地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年10月23日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長350.0m 管きょ工 開削（管径200mm、塩ビ管）350.0m マンホール工 組立1号マンホール8箇所 取付管工 取付管12箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4487-3 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 芝川第13処理分区下水道工事（南建-R2-1011） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字大間木地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月20日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長394.7m 管きょ工 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）394.7m マンホール工 組立1号マンホール6箇所 鉄筋コンクリート製小型マンホール12箇所 塩ビ 製小型マンホール1箇所 取付管工10箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 47,729,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-5207-27 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 大谷小学校校庭改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字大谷地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年3月12日まで | | | | | | | |
| 概要 | 校庭改修 2030㎡ 不溶性土壌改良混合土舗装 2030㎡ 防球ネット設置工 142m プレキャスト擁壁工 71m 施設工一式 排水工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4487-4 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第28処理分区下水道工事（南建-R2-1002） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区本町東6丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年12月18日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長229.1m 圧入二工程推進（管径200mm、塩ビ管）202.3m 開削（管径200mm、塩ビ管）26.8m マンホール工 現場打1号マンホール2基 組立2号マンホール1基 取付管工2箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-4487-5 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 荒川第7-2処理分区下水道工事（南建-R2-1001） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区田島7丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年2月12日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）327.7m 低耐荷力管推進（管径200mm、塩ビ管）25.0m 鋼製さや管推進（管径200mm、塩ビ管）10.0m マンホール工 現場打ち1号マンホール1箇所 組立1号マンホール10箇所 組立楕円マンホール1箇所 立坑工 鋼製ケーシング式土留工及び土工一式 取付管5箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-2853-1 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 産業文化センター屋上・外壁・天井改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年2月26日まで | | | | | | | |
| 概要 | 屋上防水改修工事 屋根及びとい改修工事 外壁改修工事 塗装改修工事 天井改修工事 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第834号

さいたま市の発注する「(仮称)新清掃事務所建設(建築)工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。))第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | | | | | | | |
|--------------------|--|---|---------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-3688-2 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 2者による特定共同企業体 | | | | | | | |
| 工事名 | （仮称）新清掃事務所建設（建築）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字大崎317番地 | | | | | | | |
| 履行期間 | 議会の議決を得たる日から令和3年12月24日まで | | | | | | | |
| 概要 | 事務所棟（S造 3階建て 延べ面積1849.22㎡） 洗車棟（S造 平屋建て 延べ面積316.00㎡） 整備棟（S造 平屋建て 延べ面積110.50㎡） | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 代表構成員 | 建築工事業 S級 | | | | | |
| | | その他の構成員 | 建築工事業 S級又はA級 | | | | | |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | 代表構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | その他の構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| 施工実績等 | 代表構成員及びその他の構成員 | | | | | | | |
| | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第835号

さいたま市の発注する「さいたま市立指扇北小学校便所改修工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工

実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制

とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア さいたま市立指扇北小学校便所改修工事 イ さいたま市立東岩槻小学校便所改修工事 ウ 浦和南高等学校便所改修工事 エ さいたま市立神田小学校便所改修工事 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-35 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立指扇北小学校便所改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区大字中釘1506番地1 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年10月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 2～4階男女便所改修工事 1階みんなのトイレ・男女便所新設工事 昇降口及び外部 スロープ新設工事 便所改修範囲に係る屋上・外壁改修工事 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 86,757,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-5207-37 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立東岩槻小学校便所改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番地1 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月6日まで | | | | | | | |
| 概要 | 2～4階男女便所改修工事 便所改修範囲に係る屋上・外壁改修工事 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 83,391,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 02-5207-28 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 浦和南高等学校便所改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区辻6丁目5番31号 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年11月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 1～4階男女便所改修工事 1階みんなのトイレ、スロープ新設工事 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 77,011,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-32 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立神田小学校便所改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区大字神田541番地1 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和2年10月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 1～4階男女便所改修工事 トイレに面する外壁の改修工事 トイレに位置する屋上の改修工事 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 75,240,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後3時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月11日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第836号

さいたま市の発注する「与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において

書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象業務 | ア 与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 イ 大宮北小学校大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 ウ 上落合小学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-29 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市中央区鈴谷8丁目10番33号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | |
| 概要 | 北校舎西棟 延べ面積2377㎡ RC造 地上3階建て 北校舎中央棟 延べ面積720㎡ RC造 地上3階建て 西校舎 延べ面積653㎡ RC造 地上2階建て 南校舎 延べ面積863㎡ RC造 地上2階建て 屋内運動場・武道場 延べ面積2191㎡ RC造 地上3階建て 給食室 延べ面積518㎡ RC造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 48,301,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時10分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント／学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-30 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 大宮北小学校大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市大宮区宮町3丁目84番地 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | |
| 概要 | 延べ面積5711㎡ R C造 地上3階建て外 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 46,495,900円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時20分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 02-5207-31 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 上落合小学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市中央区上落合4丁目14番24号 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | |
| 概要 | 北校舎東棟 延べ面積1396㎡ RC造 地上3階建て 北校舎西棟 延べ面積2967㎡ RC造（一部S造） 地上3階建て 屋内運動場棟 延べ面積1637㎡ RC造（一部S造） 地上2階建て 給食室棟 延べ面積199㎡ RC造（一部S造） 地上1階建て プール付属棟 延べ面積90.14㎡ S造 地上1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計） | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 45,510,300円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和2年5月25日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和2年6月4日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |